県・市懇談会テーマ一覧表

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会関係	1	愛知県地方税滞納整理機構の継続について	半田市	1
	2	民間資金等活用事業（ＰＦＩ事業）の推進について	西尾市	2
	3	「元気な愛知の市町村づくり補助金」の事前情報提供について	犬山市	3
社会文教部会関係	4	子ども医療費助成制度の拡充について	津島市	4
	5	国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率の早期決定について	常滑市、小牧市	5
	6	愛知県精神障害者医療費助成制度の対象者及び医療費の範囲について	常滑市	6
	7	愛知県特別支援教育推進計画の推進について（大府特別支援学校での肢体不自由児等の受入れについて）	大府市	7
	8	外国人児童生徒に対する支援員の配置に関する財政支援について	豊明市	8
	9	学校給食共同調理場における栄養教諭等の増員配置について	豊橋市	9
経済部会関係	10	広域的な路線バスに対する補助制度の拡充について	豊橋市、豊川市、新城市、田原市	10
	11	愛知県産農産物の海外輸出の取組み強化について	豊橋市	11
	12	三河港における自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について	豊橋市	12
	13	愛知県開発審査会基準への農業関連施設の追加について	一宮市	13
	14	河川、海岸における堤防・水門の耐震対策について	半田市	14
	15	産業振興に必要な幹線道路の渋滞解消について	半田市	15
	16	一宮西港道路の早期事業化について	津島市	16
	17	区画整理区域内の県施設整備にかかる負担金の計画的な交付について	豊田市	17
	18	市管理道路側溝から県管理道路側溝へ排水する際の排水承諾について	稲沢市	18
	19	愛知県水道事業の基本料金設定の見直しについて	稲沢市	19
	20	スプレー缶、カセットボンベの処理について	稲沢市	20
	21	土地改良事業等予算の充実強化と事業実施に伴う地元負担の軽減について	弥富市	21

行政部会関係

1　愛知県地方税滞納整理機構の継続について

〔半田市提出〕

平成１９年度の所得税から住民税への税源移譲に伴い、個人住民税は大幅な増収となりましたが滞納額も増加しました。このため、愛知県と市町村が連携し、個人住民税を始めとした市町村税の滞納整理を推進するとともに、市町村徴収職員の徴収技術の向上を図ることを目的として、「愛知県地方税滞納整理機構」（以下、「機構」という。）が平成２３年度に設立されました。その結果、市町村では処理困難である案件を、機構に引継ぎ、厳正な滞納整理を実施することにより、徴収の公平性と収入未済額の縮減が図られました。

また、機構において滞納整理を進める過程で蓄積した知識、手法等を市町村においても積極的に活かすことにより、市町村徴収職員の徴収技術の向上にも繋がっており、機構がもたらす成果は非常に大きなものがあります。

機構の設置期間は、平成２３年４月１日から３年間でしたが、参加市町村からの継続要望が非常に強いことから、３年間期間が延長されました。しかしながら、その期間も平成２９年３月に終了する予定です。

ついては、県におかれては、**高額・処理困難案件の滞納整理業務を重点的に行うため、また、市町村の税務職員の徴収技術向上を図るため、引き続き現在の形態での「愛知県地方税滞納整理機構」の継続を要望します。**

2　民間資金等活用事業（ＰＦＩ事業）の推進について

〔西尾市提出〕

ＰＦＩ事業により新たに整備した公共施設において、県税である不動産取得税が施設の所有方式などによって、ＢＴＯ方式は課税対象外、いわゆるサービス購入型のＢＯＴ方式は特例措置により価格から 1/2 を控除、その他のＢＯＴ方式は特例措置がなく、同一手法で整備した施設であっても課税の考え方が異なっています。

また、従来方式の公共事業として整備された公共施設においては、当然ながら不動産取得税は非課税となっています。

ＰＦＩ事業により施設を整備した場合、従来方式では課税されなかった税が課税されたり、ＰＦＩの事業方式によって税負担が変わる場合があり、税制がＰＦＩの推進や適切な事業手法の選択を妨げているという課題があります。不動産取得税については、ＢＯＴ方式の場合、一定のものについては課税標準額を 1/2 とする特例措置が講じられているものの、事業方式による格差は依然として残っています。

ＰＦＩとは、本来、自治体が自ら実施すべき事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共サービスを提供する手法であることから、従来型の公共事業、ＢＴＯ方式のＰＦＩ事業及びＢＯＴ方式のＰＦＩ事業との間で、自治体が事業ごとに最も適した事業方式を採用し得るよう、税のイコールフッティングを図る必要があると考えます。

ついては、県におかれては、**自治体が実施する事業について、従来型の公共事業、ＢＴＯ方式のＰＦＩ事業及びＢＯＴ方式のＰＦＩ事業のどの事業方式を採用しても、県税である不動産取得税についての税負担が生じないよう課税免除や減免等の特例措置を講じるとともに、非課税とする特例措置を国に対して働きかけていただくよう要望します。**

※ＢＴＯ方式・・・ＰＦＩ事業者が施設を建設した後、施設の所有権を公共側に移管したうえで、ＰＦＩ事業者がその施設の運営を行う方式

※ＢＯＴ方式・・・ＰＦＩ事業者が施設を建設し、契約期間にわたり運営・管理を行って、事業終了後に公共側にその施設を移管する方式

3　「元気な愛知の市町村づくり補助金」の事前情報提供について

〔犬山市提出〕

「元気な愛知の市町村づくり補助金」においては、市町村又は広域連合が行う先進的な新規事業に対する支援として平成２７年度より「チャレンジ枠」が新たに創設されたところであります。

この「チャレンジ枠」は、人口減少、少子高齢化という課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生するという国の地方創生の趣旨に合致する極めて意義のある事業であると考えております。

しかしながら、市町村によっては新規事業の計上は原則当初予算に限るといった取り扱いとしているところもあることから、そのような市町村にあっては、次年度における当該補助制度が不確定な中で予算計上せざるを得ない状況であります。

本補助制度は、「チャレンジ精神あふれる事業に対して支援する」ものであり、新規事業を計上しやすい環境を整えることが、本制度の魅力の向上に繋がると考えます。

ついては、県におかれては、**「元気な愛知の市町村づくり補助金」は、市町村が新たな事業に挑戦するための貴重な財源であることから、当初予算編成に間に合う時期に可能な限りの翌年度の制度運用に関する周知を要望します。**

社会文教部会関係

4　子ども医療費助成制度の拡充について

〔津島市提出〕

子ども医療費助成制度における県の補助は、入院は中学校卒業まで、通院は小学校就学前までとなっており、自己負担相当額を県 1/2、市 1/2 で支給しています。

各市町村は、県の補助制度をベースに上乗せする形で助成をしており、独自で対象を拡大している状況は、平成２８年４月１日時点で、通院について小学校卒業までが全５４団体、中学校卒業までが５３団体となっています。その内、世帯の所得制限を設けず、すべての子どもを対象に、かつ自己負担額すべてを補助している団体は、小学校卒業までが５１団体、中学卒業までが４６団体となっています。

県内自治体は、競うように対象の引き上げを行っており、市町村にとって上乗せ助成の財政的負担は大きく、また市町村間で大きな格差が生じています。

ついては、県におかれては、**地域間格差が生じないよう、子ども医療費への県補助の対象範囲を義務教育終了時まで拡充されるよう要望します。**

また、医療制度全体の問題として、どの地域においても同様の負担で受診できる全国一律の医療制度となるよう、制度の見直しについて国に働きかけていただくよう要望します。

5　国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率の早期決定について

〔常滑市、小牧市提出〕

国民健康保険制度については、平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることが決まり、医療費水準、所得水準を考慮して市町村ごとの国保事業費納付金額を決定し、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表することとされています。各市町村は、この標準保険料率等を参考にして実際の保険料（税）算定方式や保険料（税）率を定め、保険料（税）を賦課、徴収することとなります。

賦課方式については、平成２７年度県内の市町村では、５４団体中４０団体が所得割・資産割・均等割・平等割の四方式での算定を行っています。しかしながら、国の示す都道府県標準保険料率では、各都道府県間を比較するため所得割・均等割の二方式を基準とする案を提示し、市町村標準保険料率では、「地域の実情に応じて判断してほしい」としています。

愛知県が示す国保事業費納付金及び標準保険料率の決定時期は平成２９年１０月以降の予定と聞き及んでいますが、多くの市町村で算定方式の変更を含む国民健康保険料（税）率の大幅な改定が想定されます。改定にあたっては、検討・準備期間及び市民への周知期間を相当程度確保する必要があるため、平成２９年１２月議会もしくは、最終平成３０年３月議会で条例改正をすることが必須です。

ついては、県におかれては、**市町村が必要とする準備期間と周知期間を確保できるよう、国民健康保険運営方針の決定、市町村ごとの納付金及び標準保険料率を早期に示していただくよう要望します。**

また、国に対して、納付金及び標準保険料率算定に必要な係数の提示時期を早めるよう働きかけていただくことを要望します。

6　愛知県精神障害者医療費助成制度の対象者及び医療費の範囲について

〔常滑市提出〕

精神障害者医療費助成について、常滑市では、県補助制度に上乗せした助成を実施しています。また、精神障害保健福祉手帳１・２級所持者の多くは重度・継続・働けない等の状況から低所得となり、受診を控えるなど、病状の悪化に繋がることもあることから、本年１０月より、通院医療費の範囲を精神疾患のみから全ての疾患に拡大し実施します。

県内においても、通院では、対象となる疾患を精神疾患から全ての疾患として県制度に上乗せした助成を行っている市町村が平成２７年度の４６団体から、２８年度には４９団体となり拡大しています。入院については４７団体が上乗せしています。

精神障害者保健福祉手帳１・２級所持者及び障害者医療制度の多くの対象者は、６５歳を迎えた時点で後期高齢者医療制度に移行し、県補助制度の後期高齢者福祉医療（障害）に該当となり全疾患の医療費助成が受けられることとなりますが、６５歳までの精神障害者医療制度では、精神疾患のみが補助の対象となっています。一方、障害者医療制度では、全ての疾患を対象としています。

ついては、県におかれては、**福祉医療制度の実施には、対象者で区別すること無く、該当者の健康保持、増進及び福祉の向上の観点から、精神障害者医療制度においても、他の福祉医療制度と同様に、医療費助成の範囲を精神疾患に限らず、全ての疾患を対象とした制度の実施を要望します。**

7　愛知県特別支援教育推進計画の推進について
（大府特別支援学校での肢体不自由児等の受入れについて）

〔大府市提出〕

県内の特別支援学校については、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の５つの障害種への対応を基本に、比較的規模の大きい学校を県内の拠点に配置されています。

近年、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加による教室不足の解消が喫緊の課題となっており、知多地区においても、半田特別支援学校の教室不足が課題となっています。そのため、平成３０年度に小児医療の中核的施設であるあいち小児保健医療総合センターに隣接する病弱を対象とした大府特別支援学校の敷地内に、知的障害を対象とした特別支援学校が開設されます。

また、大府市及びその近隣の肢体不自由児は、半田市にあるひいらぎ特別支援学校に通っていますが、スクールバスでの長時間通学による負担やマイカー送迎通学による保護者の負担が大きくなっています。加えて、あいち小児保健医療総合センターに主治医がいる児童生徒も多く、突発的な不測の状況への対応等、病院に近い学校に通学できると安心できるといった保護者の声も伺っております。

ついては、県におかれては、**大府特別支援学校があいち小児保健医療総合センターに隣接している特性を活かし、肢体不自由児及び重症心身障害児について、子どもの家庭状況や学校での受入れ体制等を総合的に判断した上で、できる限り可能な範囲で受入れていただくよう要望します。**

また愛知県特別支援教育推進計画の見直し時においては、大府特別支援学校での肢体不自由等の対象障害種の拡大を要望します。

8　外国人児童生徒に対する支援員の配置に関する財政支援について

〔豊明市提出〕

定住外国人の増加に加え、保護者の国際結婚の増加、日本生まれの外国人児童生徒の増加などにより、日本語指導が必要な児童生徒数が増加しています。外国人児童生徒の多くは、会話はある程度できますが読み書きができないため、授業の内容が理解できていないのが現状です。

豊明市においても、平成２８年５月時点で、市内の小中学校にブラジル籍やフィリピン籍などの外国人児童生徒が１７１人在籍しています。そのため、県から加配されている日本語教育適応学級担当教員だけでは十分な対応ができないため、ポルトガル語又はタガログ語に精通する９人の支援員を４小学校、１中学校に配置し、授業の橋渡しや保護者と学校との連絡調整をしています。

国は、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業については、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業に対して、補助を行っていますが、その他の市町村が実施する事業については、補助の対象としていません。また、国からの支援事業により、愛知県は１１名の語学相談員を派遣希望のある市町村のうち、独自の語学相談員を配置していない学校を中心に月２回程度派遣をしており、当市への派遣実績もありますが、語学相談員の派遣だけでは、外国人児童生徒に対して十分な対応ができません。そのため、今後も児童生徒の母語が分かる支援員の増員配置をしていく予定でありますが、市の負担は多大であり、国及び県による財政面の支援の充実が必要不可欠です。

ついては、県におかれては、**外国人児童生徒に対する支援員の人件費に関して、財政支援を講じるよう国に対して働きかけていただくとともに、県におかれても、財政支援を講じられるよう要望します。**

9　学校給食共同調理場における栄養教諭等の増員配置について

〔豊橋市提出〕

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第８条の２において、共同調理場ごとに栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）の定数が定められており、本市規模の調理場（児童生徒数 6,001 名以上）では１場につき３名が配置されています。

平成１７年度より栄養教諭の制度が施行され、従来の学校栄養職員から栄養教諭への転換が進められており、現在、本市においても、１２名中９名が栄養教諭です。

また、栄養教諭の主な職務である食育の重要性が謳われ、食育の推進については、本市の教育振興基本計画においても重点的な取り組みとして位置づけています。

しかしながら、栄養教諭は、学校栄養職員の業務である調理場での栄養管理、献立作成、衛生管理等に加え、食に関する指導（授業時間等）や学校業務が付加されているため、業務量が増大し慢性的に時間外業務が発生し過酷な状況となっています。

また、今後、さらに食育指導を充実させていく必要がありますが、業務量が増大している栄養教諭へさらに負荷が大きくなることが懸念されます。

ついては、県におかれては、**今日的課題である食物アレルギーを有する子どもたちやノロウイルスへの対応に伴う業務も充実させていく必要があることから、栄養教諭等の増員配置（加配教員の配置）をしていただくとともに、栄養教諭等の定数の改善が図られるよう国へ働きかけていただくよう要望します。**

経済部会関係

１０　広域的な路線バスに対する補助制度の拡充について

〔豊橋市、豊川市、新城市、田原市提出〕

複数の市町村を跨るバス路線（以下「広域路線」という。）では、バス利用者の低迷により、運行に伴う経常費用と経常収益との差額である欠損額が生じております。このような状況のなか、県民の日常生活において重要な移動手段となる広域路線を維持するため、愛知県では「愛知県バス運行対策費補助金」として、乗合バス事業者に対して運行により生じた欠損額の２分の１以内を補助するとしています。

しかしながら、補助対象路線の利用状況等から補助金の交付額を一部削減する制度設計がされているため、欠損額の２分の１の全額が交付されない事例が見受けられます。

愛知県から補助されない欠損額の一部は、広域路線沿線の市町村が厳しい財政状況の中からねん出して補うことにより路線を維持しています。

ついては、県におかれては、**これからも広域路線の運行を継続するため、広域路線の運行に係る欠損額の２分の１の全額に対して補助金を交付されるよう愛知県バス運行対策費補助金交付要綱を改正するとともに、予算措置においても財源を十分に確保することを要望します。**

１１　愛知県産農産物の海外輸出の取組み強化について

〔豊橋市提出〕

愛知県においては、農産物等の海外輸出を促進するため、平成２４年度から年に１回実施国・地域を変えながら「愛知フェア」を開催しており、本市を含め輸出を目指す市町は積極的な出展活動を行っています。

農産物等の輸出事業は、流通ルートの確保及び海外店舗との取引が継続されることによりビジネスとして成り立ちますが、全国有数の農業県であるにもかかわらず愛知県では、市町間の統一した取組みになっておらず、こうした状況では、海外の大きな市場を確保することは難しいものと考えます。

また、各市町が個別に行う輸出では、付加価値の高い農産物等の数量及び品目も少ないため、輸送にかかるコストが割高となっています。加えて、青果物は、年間を通じた安定した商品供給が困難で、各市町が個別に行う取組みには限界があります。

一方、九州や沖縄さらには北海道では、航空輸送スペースの確保や経済連と連携したプロモーションの実施など精力的な海外販路開拓の取組みが行われており、これらの地域と比較すると、愛知県産品の海外での認知度が低い状況となっています。

ついては、県におかれては、**県内の各市町が持つ多種多様で高品質な農産物等をまとまった数量（ロット）で確保し、流通コストの低減と海外店舗での価格競争力を高めるとともに、「愛知県ブランド」として、海外での効率的・効果的なプロモーションを実施するため、県が中心となり各市町や経済連と連携し、県単位での輸出事業への取組みの強化と推進を要望します。**

１２　三河港における自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について

〔豊橋市提出〕

三河港は、国内外自動車メーカーの輸出入の拠点港として重要な役割を担っており、平成２７年度の港湾貿易額は全国１０位、完成自動車の輸入台数・金額は共に２３年連続日本一を記録するなど、今後も完成自動車の取扱量の増加が見込まれています。完成自動車の取扱量増加への対応として、神野ふ頭西地区では、ふ頭用地の造成に一部着手しているところです。

しかしながら、完成自動車の積出し用地や保管用地の不足により、各メーカーがふ頭から離れた場所に保管用地を確保せざるを得ない状況であり、自動車物流の効率化に支障を来しています。

また、三河港周辺道路は至るところで渋滞が発生しており、高速道路からのアクセスについては、日本一高速道路から遠い港といわれるなど、三河港周辺及び東名高速、国道２３号線等の主要幹線道路へのアクセスが急務となっています。

ついては、**三河港の物流・産業機能を強化するため、工業用地及びふ頭用地の確保や臨港道路の整備といった、「第６次三河港港湾計画」に基づく港湾施設の整備を早期に実施していただくよう要望します**

１３　愛知県開発審査会基準への農業関連施設の追加について

〔一宮市提出〕

愛知県開発審査会基準において、市街化調整区域内に建築を許可する項目の中に農業関連施設がないため、市内産の農畜産物や加工品の直接入荷可能な大規模な農産物の直売所、及び農畜産物の加工体験場所などを含む農業の６次産業化に資する複合型施設の建設が困難な状況です。

現状では、市街化調整区域に流通業務施設や技術先端型業種の工場、各種福祉関係の施設は建設可能であるにもかかわらず、農業関係の施設の項目がないため、農業の振興に支障をきたしています。

また、一宮市は特例市で独自の審査会基準は制定していますが、土地利用状況が類似している県内近隣市との間で均衡をとるため、実質は県の基準と歩調を合わせています。

ついては、県におかれては、**農業の振興を図るため、愛知県開発審査会基準に農業関連施設の項目を追加して、農業の６次産業化に資する施設などの建設を可能にするよう要望します。**

１４　河川、海岸における堤防・水門の耐震対策について

〔半田市提出〕

平成２６年５月に愛知県より発表された南海トラフの巨大地震による被害想定においては、沿岸部の市街地で津波による多くの浸水被害が想定されています。浸水被害を最小限に食い止めるためには、堤防の耐震化や嵩上げとともに、樋門・水門を津波到達前に確実に閉鎖することが必要で、一人の犠牲者も出さないことが最優先事項です。

愛知県では、東日本大震災の教訓や地震被害予測調査結果を踏まえ、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指し、「第３次あいち地震対策アクションプラン」を策定し、堤防の耐震化や嵩上げ及び樋門・水門の耐震化と自動閉鎖化・遠隔操作化を計画的に推進していくこととしています。

アクションプランでは、河川・海岸の水閘門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進について、津波の到達時間が短い地域等における主要な水門等が対象となっているため、半田市の一部の樋門・水門が対象となっていません。しかしながら、閉鎖操作にかかる初動時間によっては、津波到達時間までに、避難場所まで退避できない事態が発生することも考えられます。

ついては、県におかれては、**アクションプランに基づく堤防の耐震化や嵩上げ及び樋門・水門の耐震化に加え、津波の到達が想定される市内の樋門・水門の自動閉鎖化・遠隔操作化についても、早期実現を要望します。**

１５　産業振興に必要な幹線道路の渋滞解消について

〔半田市提出〕

知多地域は、ものづくり愛知の産業を支える重要な拠点であり、自動車、鉄鋼のほか、航空産業では、アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区に指定されるなど、今後さらなる成長が期待されております。

しかしながら、衣浦大橋周辺エリア、西知多エリアの渋滞など知多地域の幹線道路の各所で渋滞が発生しており、市民生活や経済活動に多大な悪影響を与えております。

半田市においても、知多地域と三河地域を連絡する衣浦大橋周辺の幹線道路は、臨海部への物流及び通勤車両等で交通量は多く、慢性的な交通渋滞が発生しています。そのため、渋滞解消を早急に進める必要があり、幹線道路の整備とともに既存ストックである衣浦トンネルの有効活用も重要であります。

ついては、県におかれては、**知多地域と三河地域を連絡する衣浦大橋周辺の幹線道路について、衣浦大橋西側の交差点改良及び左折レーンの拡幅、高浜立体整備などの渋滞対策事業を一刻も早く完成していただくとともに、整備効果のフォローアップに基づく対策を継続的に実施していただくよう要望します。**

また、併せて、衣浦トンネルの通行料金を引き下げていただくよう要望します。

１６　一宮西港道路の早期事業化について

〔津島市提出〕

一宮西港道路は、平成１０年に地域高規格道路の「計画路線」に指定された県内１２路線のうちの１路線でありますが、その後の進捗が滞っており、事業化の目途が立っておりません。

県は平成２１年度より、東海北陸自動車道の南端に当たる一宮ジャンクションにおいて、将来の南伸に支障のない形態で、地域活性化インターチェンジ（仮称：西尾張インターチェンジ）の整備を進めていますが、整備には莫大な事業費が予想され、事業手法を始めとして様々な課題が残されています。

西尾張地域では、道路等インフラ整備の遅れもあり、地域経済力が低下し、都市としての成長力が弱まっています。

こうした中、一宮西港道路の整備は、地域相互の交流促進に繋がり、地域社会の発展・開発に与える効果は計り知れないことから、早期の事業化が望まれています。

また、西尾張の南部に位置する地域は、我が国最大の海抜ゼロメートル以下の地域であり、大規模災害時には河川海岸堤防の崩壊・沈下を原因とする浸水被害が危惧されています。

ついては、県におかれては、**一宮西港道路の整備は、災害時の避難経路や救援活動としての役割を担うことも期待されていることを踏まえ、一宮西港道路の更なる調査・研究を行っていただくとともに、国に対しても早期の事業化を働きかけていただくよう要望します。**

１７　区画整理区域内の県施設整備にかかる負担金の計画的な交付について

〔豊田市提出〕

人口減少など社会構造の転換の中にあって、定住促進を目的に鉄道駅周辺など利便性の高い住宅地の整備や安全安心なまちづくりのため、土地区画整理事業を進めています。

また、円滑な事業推進のため国庫補助金の活用のほか、県管理施設（道路・河川）整備にかかる負担金の交付を受けています。

土地区画整理事業の整備効果の早期発現を図ることや、組合施行においてはその経営の安定には、県管理施設整備にかかる負担金の計画的な交付が必要ですが、事業計画に基づく交付や事業の進捗及び期間の変更に合わせた交付などについて、合意を得るのに苦慮しています。

人口減少時代を迎えた現在、定住促進は自治体の基礎的な基盤である住民及び税収の確保につながること、また、効率的な自治体運営のためのコンパクトシティの構築ということからも重要な施策であります。

ついては、県におかれては、**区画整理事業の促進及び早期の宅地供給を実現するため、県管理施設整備にかかる負担金について、事業計画に基づく交付や事業の進捗及び期間の変更に合わせた交付など、柔軟に対応していただくよう要望します。**

１８　市管理道路側溝から県管理道路側溝へ排水する際の排水承諾について

〔稲沢市提出〕

市管理道路と県管理道路の交差点部分で側溝等の排水構造物を接続する際、県管理道路以外（市管理道路及び宅地）からの雨水排水については、県の排水承諾が容易に得られない状況です。一方、県管理道路から市管理道路及び市管理水路へ排水されるケースは数多くみられます。

周辺の状況により、市管理道路内で排水処理できる場合は問題ありませんが、県管理道路以外に排水先を確保することが困難な場合は、県管理道路へ排水するしか方法がないのが実情です。この場合、県の排水承諾を得るための協議に長時間を要することにより整備に長期間を要することとなり、路面排水及び個人宅からの排水に支障を来す恐れがあります。

ついては、県におかれては、**市管理道路から県管理道路への排水承諾について、県管理道路以外に排水先を確保することが困難な場合には、現場状況を勘案し協議時間の短縮を図っていただき容易に許可していただけるよう柔軟な対応を要望します。**

１９　愛知県水道事業の基本料金設定の見直しについて

〔稲沢市提出〕

近年の稲沢市における水道事業の状況は、使用者の節水意識の浸透や産業構造等の変化による使用量の減少に伴い、給水収益が減少傾向にあり、経営が厳しい状況にあります。

直接市民へ水道水を供給する水道事業者にあっては、一般家庭利用者への配慮から、使用量に関わらず徴収する基本料金（準備料金）を約３０％と低く設定し、収入不足分については、使用量に応じた料金を設定することにより補っております。

しかしながら、県水である愛知県公営企業の料金設定は基本料金（準備料金）が全体の６８％を占めており、購入量が少なくなったとしても多くの料金を支払うこととなるため、市町村の水道事業経営を少なからず圧迫している状況であります。

ついては、県におかれては、**一般家庭利用者を対象とする水道事業者の現状を理解していただき、県水の料金設定を使用量に応じた体系となるよう見直していただきますよう要望します。**

２０　スプレー缶、カセットボンベの処理について

〔稲沢市提出〕

稲沢市では、スプレー缶やカセットボンベは、必ず中身を使いきり風通しの良い屋外で穴をあけてから資源として排出してもらい、リサイクル資源として収集しています。

しかしながら、資源として排出されず不燃ごみに混入されていることが頻繁にあり、その中には、穴があけられておらず、中身が残っているものもあるため、収集車の火災の原因になっています。

また、全国的に市民がスプレー缶、カセットボンベについて、不適切な方法で穴を開けることにより、火災が発生する事故等も起きています。

このような状況の中、平成２７年６月２５日付の環境省事務連絡「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」において、スプレー缶やカセットボンベの排出時に穴開けをしない方向が望ましい旨の通知がされて、スプレー缶、カセットボンベを個別に回収し、穴の開いていないものを専用の処理施設で処理する市が増えていますが、分別収集し危険物処理を行う新たなコスト負担は財政的に困難な状況です。

ついては、県におかれては、**市民の安全を高め、収集車の火災事故を防ぐため、穴のあいていないスプレー缶、カセットボンベの処理に関する補助金等の財政支援に係る仕組みを講じられるよう要望します。**

２１　土地改良事業等予算の充実強化と事業実施に伴う地元負担の軽減について

〔弥富市提出〕

全域が海抜ゼロメートル地帯であり、大半が農業振興地域である弥富市では、排水機場や排水路等の農業用施設が、市民の命と財産を守る「地域の生命線」として極めて重要な役割を果たしていますが、これらの施設では、耐震性が不足しているものや更新時期を迎えるものが多くあります。

また、ゼロメートル地帯の排水路は、地形が平坦であり水路勾配を緩くせざるを得ず、一般地域と比較すると排水路の改修整備や維持管理に要する費用が大きくなっています。

今後、これらの排水機場や排水路等の農業用施設を適切に管理し、効率的な保全と更新整備を図っていくためには、農業用施設対策事業予算の充実・強化が必要となります。その一方で、市の財政状況は社会保障費の増大等により非常に厳しくなってきており、事業実施に伴う費用負担（地元負担）が深刻な問題となってきています。

ついては、県におかれては、**国土強靱化に向けて、農業用施設の耐震化や老朽化対策などを一層推進するため、土地改良事業や農地防災事業の予算の充実・強化を図られるよう要望します。**

また、ゼロメートル地帯における農業用の排水機場や排水路の整備を行う公共事業や単県事業について、立地条件を考慮した補助率の嵩上げを講じられるよう要望します。

特に本市で行う農業水利施設保全対策事業（市町村負担25%）は、農地等のたん水被害を防止する農地防災対策であるため、排水施設の機能保全対策を内容とするものについては、たん水防除事業などの建設事業と同等の費用負担としていただくよう要望します。